平成２７年（フ）第１１７８号
横浜市磯子区中原３丁目４番17号　シティハイツ中原101号
債務者　石川　清美
1　決定年月日時　平成27年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１２８９号
横浜市神奈川区松見町１丁目31番地10　コーポ山内101号
債務者　安藤　義彦
1　決定年月日時　平成27年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１３３３号
横浜市保土ケ谷区仏向町434番地28
債務者　富田　由美（旧姓苫米地）
1　決定年月日時　平成27年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１４５４号
横浜市金沢区六浦南５丁目９番11号
債務者　大槻　郁乃
1　決定年月日時　平成27年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第４９１号
東京都青梅市梅郷６丁目1410番地の２ラヴィスタ青梅梅郷
債務者　田村　和子
1　決定年月日時　平成27年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月28日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月28日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第４３号
栃木県那須郡那珂川町小川791番地
債務者　滝田　敏子
1　決定年月日時　平成27年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月29日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月29日午前10時
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２７年（フ）第３０２号
栃木県日光市森友1126番地６
債務者　滝口　達也
1　決定年月日時　平成27年９月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月１日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第１５号
大分県速見郡日出町大字豊岡555番地17ポアソン日出Ａ101
債務者　榊原　正起
1　決定年月日時　平成27年９月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月12日午前10時
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２７年（フ）第２１号
大分県杵築市大字猪尾974番地１プライマリーＤ－105号
債務者　和田　勝利
1　決定年月日時　平成27年９月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月12日午後１時30分
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２７年（フ）第４０号
栃木県那須塩原市下永田５丁目1336番地19
債務者　坂内　良雄
1　決定年月日時　平成27年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月５日午前10時
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２７年（フ）第６１号
栃木県栃木市藤岡町大前９番地11、従前の住所栃木県栃木市藤岡町大前９番地９
債務者　蓮見やよい
1　決定年月日時　平成27年９月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月６日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２７年（フ）第１１３９号
横浜市保土ケ谷区上菅田町951番地　笹山団地59棟304号
債務者　山田　尚弘
1　決定年月日時　平成27年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１２４５号
横浜市磯子区久木町17番７号　桑名ビル301号
債務者　薄衣ゆり子
1　決定年月日時　平成27年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１３０７号
横浜市旭区西川島町27番地３　ｃａｓｉｔａⅢ
債務者　有田　佳代
1　決定年月日時　平成27年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１４５２号
横浜市港南区港南台２丁目２番９－1014号
債務者　村山　泰子
1　決定年月日時　平成27年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部